新たな設備投資をお考えの企業の皆様へ

滋賀県企業立地促進補助金のご案内

滋賀県では、企業の皆様の県内での新たな設備投資に伴う、人材確保や操業環境の改善等を図ろうとする取組に対し、一部経費を補助します。

≪対象となる事業者≫

設備投資・雇用の要件を満たす計画をしている、次のいずれかの事業者

①**製造業**

②地域未来投資促進法に基づく**地域経済牽引事業の承認事業者**

③**道路貨物運送業・倉庫業**（特定地域のみ）

【設備投資・雇用の要件】※別に緩和要件あり
・投下固定資産額 10 億円以上
（中小企業者は 2 億円以上）
・地元常用雇用者が 5 人以上増加すること
（中小企業者は 2 人以上）

事前に計画内容を確認

≪補助対象となる取組≫

人材確保・人材育成に関する取組

例えばこんな時に

- 求人サイトに募集情報を掲載する
- 企業説明会に出展する
- インターンシップを実施する
- 従業員のスキルアップ研修会を開催する

通勤環境の改善に関する取組

例えばこんな時に

- 通勤バスを委託運行する
- 通勤バスを運行するため車両をリース契約する
- 通勤環境の改善に向けた調査をする
- 利用計画を立て、シェアリングサイクルを導入する

職場環境・働き方改革に関する取組

例えばこんな時に

- テレワーク環境を整備するため、PC や端末をリース契約する
- 感染症拡大予防のため、衛生用品等を調達する
- 企業主導型保育施設の設置に向けた調査をする

※複数の事業を組み合わせての申請、複数の事業者による共同事業での申請も可能です。

補助限度額（単年度）	①人材確保・人材育成の取組　２００万円（３００万円） ②通勤環境の改善に関する取組　５００万円（７５０万円） ③職場環境・働き方改革に関する取組　２００万円（３００万円） ①～③の計で ５００万円（７５０万円） ※（　）内は複数の事業者による共同事業の場合の限度額
補助率	補助対象経費の最大1/2
受付期間	②　全体計画シートの受付…随時 ②補助事業計画書の受付…令和５年４月４日（火）～４月21日（金）
お問い合わせ・書類の提出先	滋賀県商工観光労働部産業立地推進室・産業立地サポートセンター 〒520-8577　滋賀県大津市京町四丁目１－１　滋賀県庁 東館３階 電話　077-528-3792　　E-mail　f d 00050@pref.shiga.lg.jp

詳細については滋賀県ホームページをご確認ください。
→https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/324600.html

【全体の流れ】
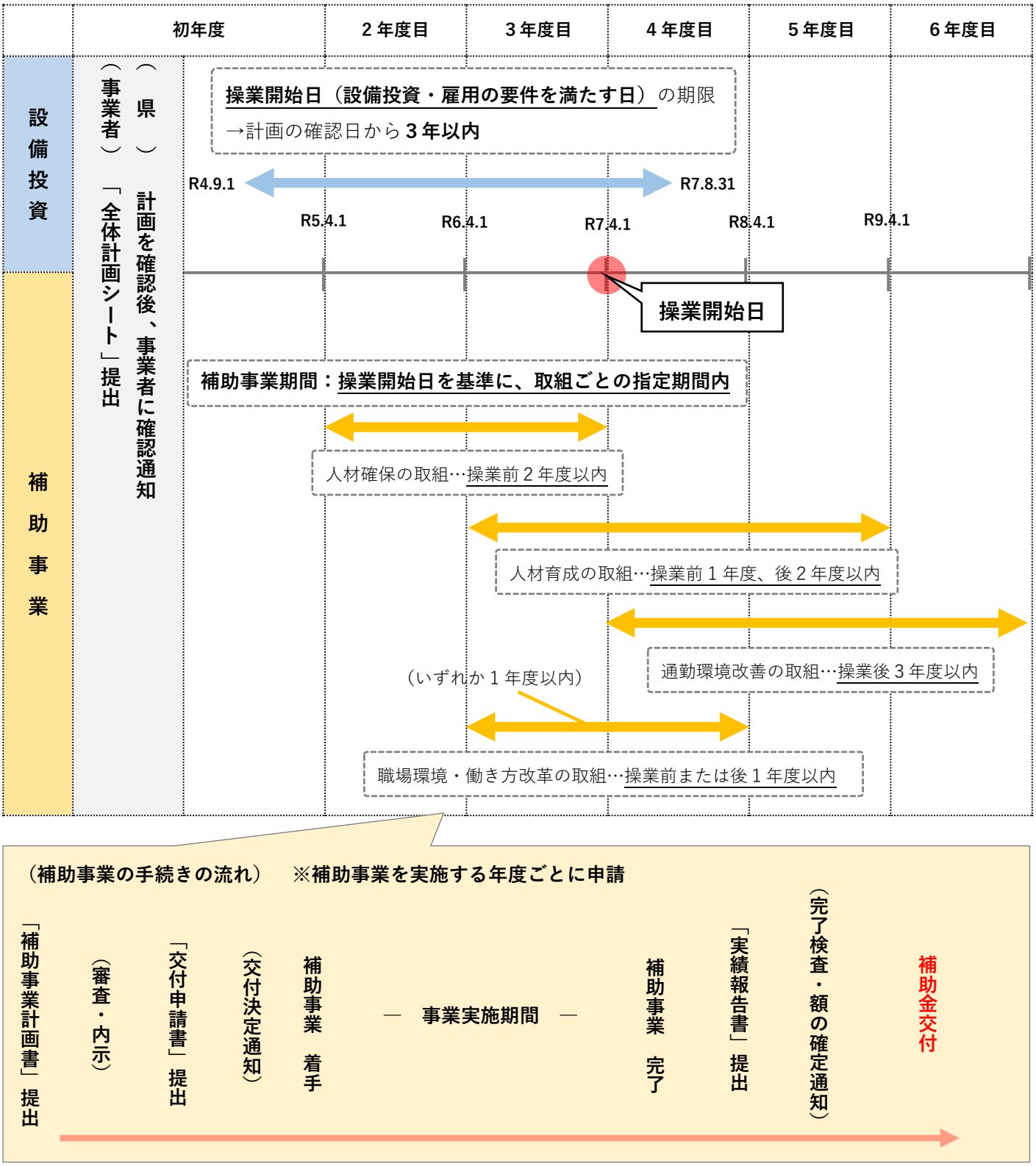
例：全体計画の確認日を令和4年（2022年）9月1日、操業開始日を令和7年（2025年）4月1日とした場合